

I 事故の概要と経緯

1. 事故の概要

平成28年2月2日（火）午前10時15分頃から、芸北小学校3年生～6年生は体育科授業としてスキー実技を行った。5・6年生のうち14名からなるAグループは、芸北国際スキー場国際エリア・おーひらエリア・カケズエリアにおいてスキーでの滑走を行った。指導にあたっては、基本的には外部指導者Aが先に滑走して児童に見本を見せ、後半に同校教員Aが付いて滑走するという方法をとっていた。最後の国際エリアジャイアントコース及びセンターコースを滑走するまでの滑走コースは、次のとおり。

- ① 国際エクスプレスリフトに乗車し、国際エリアジャイアントコースを滑走。センターコースの中間付近からおーひら第1リフトへ抜けるコースを滑走。
- ② おーひら第1リフトに乗車し、2月5日（金）開催予定であった同校スキー記録会のコースとなる同リフト下のコースを下見のため滑走。
- ③ 再度おーひら第1リフトに乗車し、おーひらエクスプレスリフト乗り場へ向かうコースを滑走。当該児童及び児童A2名は「みそじ」コースを滑走。
- ④ おーひらエクスプレスリフトに乗車し、おーひらコースを滑走。
- ⑤ 再度おーひらエクスプレスリフトに乗車し、カケズコースを滑走。



図 I-1-1 芸北国際スキー場全景図

集合時刻が近付いてきたので、外部指導者Aと教員Aは、カケズエリアを滑走して国際エリアに戻ることを児童に指示し、同コースを滑走し、国際エリアに帰ってきた。国際エリアにいた同校教員Bが、「残り時間があと20分あるので、もう1本リフトで上がろう」とDグループの外部指導者Bに声をかけていた。付近にいたAグループの児童の多くが、もう1本滑りたいと外部指導者Aに申し出たため、外部指導者Aは時間があり、他のグループももう1本滑るのであればということから、最後の1本をフリー滑走すること、最後の1本なので用心していくよう国際エクスプレスリフト乗り場付近で児童に指示を出しながら、児童をリフトに乗せた。教員Aは、最後に国際エリアに

着き、外部指導者Aと2名で同じ搬器に乗り、頂上へ向かった。



図 I-1-2 芸北国際スキー場国際エリア図

児童は頂上に着くと、順次滑走を開始した。

スタート順は、①児童B ②児童C ③児童D ④児童E ⑤児童F ⑥児童G ⑦児童A

⑧当該児童 ⑨児童H ⑩児童I ⑪児童J ⑫児童K ⑬児童L ⑭児童Mであり、児童A、当該児童、児童Iは、ゆっくり滑走していた児童Fと児童Gの2名をジャイアントコースで追い越した。当該児童は6番目でセンターコース中腹下付近にさしかかり、午前11時45分頃、左側から来たスノーボーダーと衝突し、倒れた。

後方からは、9番目に滑走を開始した児童Hが来ており、事故を目撃した。また、すぐに事故現場に近づいていたボーダーの同行者が、後から滑って行った児童K、L及び児童Fらの児童に対し、すぐ救急を呼ぶよう児童に依頼し、児童K、Lがパトロールに滑走して行き、パトロール隊員A氏へ、また児童Fは教頭へ事故の連絡を行った。

Aグループの最後に滑走を始めた外部指導者Aは、事故現場付近に差し掛かったが事故には気付かず、通り過ぎた。しかしゲレンデ下方向から上がってきていた児童に「ぶつかった!」「動かない」等の叫び声を聞き、事故現場から約34m降りた場所で止まり、事故現場へスキーを履いたままスケータリングで斜面を登って行った。教員Aは、外部指導者Aよりも斜面の上で同児童たちの叫び声や呼び声を聞き、コース左側に寄ったところで止まった。児童が教員Aの傍に滑って近づき、事故の発生を知らせたため、教員Aも現場へ近づこうとしたが、外部指導者Aが近付こうとする教員A及び児童に「来るな!」と叫んで制止し、児童を連れて下に降りるように指示した。教員Aは、付近にいた児童に対して「下に降りよう」と声掛けをし、児童を連れて全員ゲレンデ下方に滑走した。

事故直後、国際ロッジ前を徒歩でパトロール室から国際ヒュッテに向かっていたパトロール隊員A氏及びB氏が事故に気づき、隊員B氏はすぐにパトロール棟付近に止めてあったスノーモービルで現場に向かい、途中で外部指導者Aを追い抜いて現場に到着した。また、隊員A氏はトレーラーを準備している間に、児童から衝突事故の知らせを受け、急いでトレーラーに載せたスノーボードをスノーモービルで引き、現場に向かった。その時には既に当該児童は意識がなく、呼吸をわずかにしている状態であった。隊員B氏は、当該児童及びスノーボーダーの状況を把握するとともに、同スキー場事務室に消防への通報及び救急車両、ドクターヘリの要請を11時48分に行った。連絡を受けた消防はドクターヘリの要請を11時50分に行った。その間に、呼吸が止まり心拍数も止まった状況となった。

当該児童は、スノーボードに乗せられ、パトロール室に移動された。パトロール隊員や 11 時 58 分に到着した芸北消防救急隊員により、胸骨圧迫及び人工呼吸を行うとともにパトロール室の A E D による処置を試みたが、A E D から電気ショックを与えるようなアナウンスがなかった。改めて救急車両に常備してある A E D による処置を再度試みたが、同様に電気ショックを与えるようなアナウンスが発せられなかったため、携帯型酸素吸入器を使用して心肺蘇生を行った。また、12 時 18 分には豊平消防救急隊員が到着し、救急措置を行った。この間に父親がパトロール室へ来られ、懸命に児童の名前を呼ばれて励まされた。

教頭は、その間、事故の発生について校長へ連絡し、校長は教育長へ連絡した。教育長からの指示で、学校にいた校長は即座に現場に自家用車で向かい、パトロール室へ到着した。

さらに母親も来られ、児童の名前を呼ばれ、意識の回復を図ったものの、当該児童からの反応はなかった。

12 時 56 分、ドクターヘリが県立広島病院（以下、「県立病院」という。）へ当該児童を搬送するため、離陸した。

児童は、搬送先の県立病院において、13 時 43 分に死亡が確認された。

なお、相手のスノーボーダーは、広島大学病院に搬送され、頸髄損傷により緊急入院された。

2. 経緯

平成 27 年

11 月 19 日（木） スキー教室実施計画案の企画委員会への提案文書決裁

12 月 2 日（水） 企画委員会

企画委員会において、生徒指導部スキー教室担当が今年度のスキー教室実施計画等について提案。同日、職員研修において、スキー教室に係る実施計画等を職員へ周知。

平成 28 年

1 月 14 日（木） 第 1 回アルペン種目スキー教室（1・2 年生） 実施

1 月 15 日（金） 第 1 回クロスカントリー種目スキー教室 雪不足のため中止

1 月 19 日（火） 第 2 回クロスカントリー種目スキー教室実施（3～6 年生会場を B & G に変更）

1 月 22 日（金） 第 2 回アルペン種目スキー教室（全学年）実施

1 月 26 日（火） 第 3 回クロスカントリー種目スキー教室（全学年）実施

1 月 29 日（金） スキー遠足（クロスカントリー種目） 雨天のため中止

2 月 2 日（火） 第 3 回アルペン種目スキー教室（3～6 学年）実施（1・2 年生は午後予定）

9：35 頃

学校出発

（参加児童 3 年生 10 名、4 年生 13 名、5 年生 13 名、6 年生 18 名、特別支援学級 9 名 合計 63 名参加 欠席者 3 名）

校長は学校で学校管理に当たり、教頭が管理職としてスキー教室に参加した。

9：55 頃

スキー場着

10：15 頃

スキー教室開始（グループごとに分かれ練習を開始）

5・6 年生は A グループ（14 名）と B グループ（18 名）に分かれて、グループごとに滑走。

A グループ担当

指導者の選定にあたっては、6 年生担任は、体調及びそのスキーの技術から、上級者の多い A・B グループの指導に充てることは困難と判断し、計画段階か

ら該当のグループの指導者からは外していた。

- 11 : 45 頃 衝突事故発生
国際センターコースの終了地点にある国際ロッジから上方 182.1m付近において、同コース頂上に向かって左斜面を滑走していた当該児童と、同コース頂上に向かって右側から滑走してきたスノーボードによる衝突事故発生。
- 11 : 51 教頭が学校へ事故発生の第一報の連絡を入れる。ほぼ同時刻に同校教員Bが学校(校長)へ事故発生の連絡を入れる。その後、校長は教員Bに電話を教頭に代わるよう指示。教頭が状況を把握するためゲレンデの児童のもとへ向かったが、児童はパトロール隊によってスノーボードに乗せられ、スノーモービルでパトロール室へ搬送されたため、パトロール室へ向かい、ゲレンデを引き返す。
- 11 : 55 頃 同スキー場パトロール隊がスノーモービルでスノーボードを引き、パトロール室へ当該児童を搬入。
意識がなく、脈も停止していたため、胸骨圧迫、AED等で処置。
パトロール室について教頭が、児童の状況を校長に報告。
- 11 : 58 頃 当該児童死亡(死体検案書に記載)
- 12 : 01 校長が教育長に事故発生について電話で連絡。その後スキー場へ出発。
- 12 : 10 頃 他の児童及び教員がスキー場を出発。校長がスキー場に到着。
(午後から予定していた1・2年生のスキー教室については中止を決定。)
- 12 : 15 頃 養護教諭がスキー場到着。
- 12 : 18 ドクターヘリが、国際エリアの駐車場に降りようとしたが、一般客の車両が駐車しており、着陸することができなかつたため、しばらく上空で待機したのち、おーひらコースの駐車場へ到着。
- 12 : 20 頃 児童が学校に到着。片づけ等を行う。
- 12 : 21 ドクターヘリで到着した県立病院の医師が診察。
- 12 : 53 当該児童が、救急車でおーひらコースの駐車場に搬送された。
- 12 : 56 ドクターヘリが離陸し、県立病院へ搬送。母親がドクターヘリに乗り込み、父親と外部指導者Aは自家用車で病院へ向かった。
同時刻ごろ、校長、教頭、養護教諭はパトロール室にいたが、教育長が校長に対し、校長及び担任は県立広島病院へ即座に向かうよう指示を出した。
- 13 : 25 当該児童と一緒に滑走していた児童13名に対し、職員5名が校長室において状況を聞いた。

- 13 : 30 頃 母親から、学校へ入電。搬送先の医師が、母親に対し「これ以上処置しても無理である。」と告げられた旨の連絡。
- 13 : 35 頃 学校から教育委員会へ母親から連絡のあった上記内容について電話連絡。
- 13 : 43 頃 県立病院にて、当該児童の死亡確認。直接死因「心タンポナーデ」、直接死因の原因「外傷性大動脈解離」。
- 14 : 00 頃 教育長が学校に電話し、5校時以降の授業を中止すること及び児童が下校するまでには児童に説明する必要があることから、どのように説明するか考えておくよう指示。
また、県立病院へ向かうよう指示を受けた校長及び担任には動揺が見られ、自らが運転して同病院へ向かうことが困難であると教育長が判断し、同校事務職員に対し、車両を運転し、県立病院に向かうよう指示。同車で3名が学校を出発。
- 14 : 15 頃 北広島町教育委員会学校教育課課長補佐が同校に到着。以後、町教育委員会との連絡、来校するマスコミ対応、学校へ入電する電話対応、状況把握、教職員への指示等を行う。
- 15 : 30 頃 全児童に対し、教員が当日の事故のことについて話した。6年生は該当学年であり、近くで見たとと思われる児童もいたため、6年生教室において6年生のみを対象として教員が話し、教員2名が同席した。また、1～5年生については体育館において教員が話し、他の教員が同席した。その後、各学級に戻り、担任から学年の発達段階に応じた話を行った。
- 15 : 50 頃 マスコミが来校し始めたため、教育委員会が対応。(以後、順次マスコミ各社来校)校門外でマスコミによりテレビカメラが設置されたため、地元バス会社に連絡し、児童の下校方法を変え、校舎の前に横付けしてもらい、児童が撮影されないように配慮しながら1台ずつ乗車することとした。
PTA役員が順次来校。緊急保護者会の連絡方法等について協議。
- 16 : 00 頃 同校PTA会長が学校に到着し、他のPTA役員とともに、緊急保護者会の開催、保護者への連絡方法等を協議。
- 16 : 10 頃 バス通学の児童が通学バスで下校。動揺が見られる6年生全員と徒歩通学の児童は、職員が分担して自家用車で各家庭へ送り、保護者へ引き渡した。
- 16 : 30 頃 教頭及び養護教諭が帰校。
- 17 : 21 頃 PTA役員と教頭が、緊急保護者メールを利用し、全保護者への連絡を行った。
- 19 : 40 頃 教育長に対し、マスコミ各社から現時点での説明がほしい旨、強い申し入れが継続してあったため、緊急保護者会終了後に教育長と教頭が対応する旨をマスコミ各社に伝えるとともに、外は寒い待機場所(体育館)を設置。

20 : 00～20 : 25

緊急保護者会を同校多目的ホールで開催し、保護者への状況説明を行う。(保護者69名が参加)

校長が帰校できなかつたため、教頭が経緯を保護者に報告した。

内容は次のとおり。

- ・ 本日のスキー教室において、当該児童がスノーボードと衝突し、逝去。
- ・ 重大な事故を起こしたことの謝罪
- ・ 児童に話したことの内容
- ・ 今後の対応(学校として児童の心のケアのためのスクールカウンセラーの明日からの配置、保護者への児童の心のケアの依頼)

1名の保護者から、安全面は今後もしっかり確保してほしい旨、意見をいただいた。

20 : 40

校長室にて、教育長と教頭が、緊急保護者会において説明した内容に準じてマスコミ各社に説明を行う。

21 : 00 頃

当該児童、両親が帰宅。一緒に病院を出た校長、担任、職員が、弔問。

22 : 00

教育長及び課長補佐が当該児童宅付近へ校長、担任、事務職員を迎えに行き学校に戻り、今後の対応等について協議。

協議内容

- ・ 翌日の児童への再度の説明の内容、方法
- ・ 翌日のスクールカウンセラーによる教職員への指導・助言の依頼内容
- ・ 翌日15時からの記者会見の流れ及び内容 等

22 : 20

校長が全職員へ状況等を説明し、23時には全員帰宅するよう指示。

22 : 30

教育長、課長補佐、校長、教頭による協議再開

23 : 00

校長・教頭を除く全職員が帰宅するため退校。

23 : 40

教育長、課長補佐、校長、教頭が学校を退校。

2月3日(水) 通常通りの日程で始業(6年生欠席者なし)

欠席者2名

(先週から欠席することが決まっていた1名、当日保護者から連絡があった1名)

8 : 00

教育長、課長補佐、主任が学校へ到着。

8 : 15

全校集会を実施。(校長が全児童に、当該児童の逝去について話す)

8 : 50

スクールカウンセラーが学校へ到着し、校長と日程の確認を行う。

9 : 00

同スクールカウンセラーが職員へ児童の対応等について話す。

- 10:00 同スクールカウンセラーが校長とともに、各教室を回り、児童の状況・実態を把握。
- 10:52 児童との面談を開始。
6年生6名、5年生5名、相談希望を訴えた4年生のうちの2名 計13名
その後、職員2名がカウンセリングを受ける。(16:55頃まで)
- 13:50 校長が教育委員会へ到着し、教育長、課長、課長補佐、広島県西部教育事務所芸北支所教育指導課長と記者会見についての打合せを行う。
- 15:00～16:10 北広島町役場で記者会見実施。
- 19:00 第2回緊急保護者を同校多目的ホールで実施。59名が参加。(9世帯欠席)町教育委員会からは教育長及び主任が出席。
内容は次のとおり
- 1 町教育委員会から今回の事故に係る謝罪
 - 2 学校から本日の児童の様子等について説明
 - 3 スクールカウンセラーから
 - ・ 児童へのカウンセリングの概要等を説明
 - ・ 児童の心のケアのために保護者へ話を聞いていただくこと等の依頼
 - ・ ストレスを回避する運動について保護者とともに実施(10分程度)
 - 4 学校から、学校行事の中止(スキー記録会、5年生雪祭り)等の連絡
 - 5 PTA会長から、通夜及び葬儀への対応等について説明
- 2月4日(木) 通常どおり始業
欠席児童 5年生男子2名、4年生女子1名
- 8:00頃 町教育委員会主任が学校に到着。以後、学校指導係長、課長補佐が順次代わり対応。
- 14:10頃 スクールカウンセラーが学校へ到着。
- 14:15頃 児童へのカウンセリングを開始(～15:45頃まで)。
- 16:00頃 全職員が当該児童の家庭訪問。児童の下校は町教育委員会課長補佐が行う。
- 18:00 当該児童の通夜に芸北小学校全職員及び町教育委員会職員が参列。
- 2月5日(金) 通常どおり始業
- 8:00頃 町教育委員会学校教育課課長補佐、主任が学校に到着。
- 8:50頃 西部教育事務所芸北支所教育指導課指導主事及びスクールカウンセラー兩名が学校に到着し、校長と日程等の確認。同指導主事がマスコミからの電話対応。
- 9:00頃 校長とスクールカウンセラーが各教室を回り、児童の様子等を確認。

- 9 : 45 スクールカウンセラーが児童への面談を開始（休憩をはさみ、14 : 15 頃まで）。
- 10 : 00 当該児童の葬儀に芸北小学校児童及び職員、町教育委員会教育長、職員が参列。
- 16 : 30 町内小中学校臨時校長研修会を開催。
 ・ 各学校の安全管理の徹底について指導
 ・ 各学校において、学校管理・学校安全に係る職員会議を開催するよう指示
- 18 : 00 臨時町教育委員会議を開催し、事故の概要について説明。

2月8日（月） 通常どおり始業

- 8 : 30 頃 町教育委員会教育長、課長補佐、主任が学校へ到着し、校長と打ち合わせ。
- 8 : 50 頃 外部指導者Aが来校。
- 9 : 05 頃 芸北国際スキー場へ向け、学校を出発（町教委3名、外部指導者、職員 計5名）。
- 9 : 15 頃 芸北国際スキー場到着。
 同スキー場総支配人及びパトロールへ挨拶及び調査の協力依頼。
- 9 : 25 頃 事故発生当日児童が活動した全コースを実際に滑走、現場確認。
- 12 : 55 頃 同スキー場を出発。
- 13 : 30 頃 学校帰着
- 13 : 45 学校で、校長等と協議。
- 15 : 35 頃 教育長が相手方母親に電話し、見舞いを申し込むが、相手方母親から母親の兄に電話を
 変わられ、見舞いを辞退される。
- 16 : 05 頃 教育長、課長補佐、主任が町教育委員会へ帰着。
- 16 : 10 頃 課長・学校指導係長へ本日の動きについて連携。
- 17 : 15 頃 町長・副町長へ本日の動き等を報告。
- 18 : 10 頃 町教育委員会内に本事案に係る「芸北小学校事故調査チーム」を作り、対応すること
 とする。
 （教育長、学校教育課長、同課長補佐、同学校指導係長、同主任2名）
 ・ 今後の確認事項の整理
- 19 : 00 当該児童の初七日にあたり、校長、教頭、職員が参列。

II 事故検証の経緯

1. 委員会の開催

芸北小学校の児童が、体育科スキー実技実習に係る授業中、一般客スノーボーダーとの衝突事故により逝去したことを受け、この事故を公正中立かつ客観的に検証し、その原因を究明するとともに今後の学校安全に関する提言を行うことを目的として、芸北小学校スキー事故検証委員会（以下、「当委員会」という）が設置された。

当委員会では、委員・検証補助員を構成員とし、収集した情報の内容精査、聴き取り結果等の確認など、検証作業を進めてきた。

これまでの開催経緯、主な討議内容は次のとおりである。

なお、これらの会合とは別に、電子メールなどの活用により、収集した情報の内容精査、聴き取り結果の確認などを随時行った。

(1) 第1回検証委員会

- 日時 : 平成28年5月16日(月) 10:00~12:00
会場 : 芸北文化ホール
内容 : ① 芸北小学校スキー事故検証委員紹介
② 芸北小学校スキー事故検証委員会の設置について
③ 委員長、副委員長の選出
④ 情報の取り扱いについて
⑤ 検証の方針について
⑥ 芸北小学校スキー事故の説明

(2) 第2回検証委員会

- 日時 : 平成28年7月2日(土) 13:30~16:40
会場 : 広島県情報プラザ 2階 視聴覚研修室
内容 : ① 報告
ア 委員会議事要旨及び資料の情報公開の方法等について
イ 第1回検証委員会議事要旨及び公開資料の確認
ウ 外部の関係者への調査実施に関する見通し等について
エ 補助調査員の追加について
オ その他
② 議事(質疑)
ア 全体の調査内容及び報告書の作成等について
イ 北広島町教育委員会への聴き取り
○ 北広島町の教育の重点及び安全教育への取組の経緯等
○ 基本調査の結果及び事故発生時及びその後の学校への支援
ウ 芸北小学校への聴き取り
○ 芸北小学校における学校安全への取組
○ スキー授業の安全対策
○ 事故発生直後の取組
○ 初期対応時(事故発生直後~事故後1週間程度)の取組
○ 初期対応終了後の取組(当該児童等の保護者への支援)
エ 委員による分析と意見交換
オ 外部の関係者への調査実施について
カ 第3回検証委員会の開催について

(3) 第3回検証委員会

日時 : 平成28年8月1日(月) 15:00~18:10

会場 : 広島県情報プラザ 2階 視聴覚研修室

内容 : ① 報告

ア 第2回検証委員会議事要旨等及び公開資料について

イ 外部の関係者への調査実施状況及び今後の見通し等について

ウ その他

② 議事(質疑)

ア 検証委員による調査結果の報告及び検討

○ 目撃者の聴き取り

○ スキー授業に関する社団法人責任者への聴き取り

○ スキー授業に関する校長、教頭への聴き取り

○ 事故発生前後の状況及び応急処置等

○ その他

イ 広島県教育委員会への聴き取り

○ 本件事故発生時及びその後の北広島町及び芸北小学校への支援

○ 広島県におけるスキー教室の実施状況

○ スキー授業の安全に対する事故前、後の教育委員会としての指導状況

○ 安全教育や危機管理に関する研修の実施状況

○ 今回の事故発生後の事故防止対策について

ウ 今後の外部の関係者への調査実施について

エ 第4回検証委員会の開催について

(4) 第4回検証委員会

日時 : 平成28年9月9日(金) 13:00~16:10

会場 : 広島県情報プラザ 2階 視聴覚研修室

内容 : ① 報告

ア 第3回検証委員会議事要旨等及び公開資料について

イ 外部の関係者への調査実施状況及び今後の見通し等について

ウ その他

② 議事(質疑)

ア 当該児童保護者への聴き取り

イ 検証委員による調査結果の報告及び検討

○ 医師等の救急処置、医療の実施状況及び死因、負傷等の状況等

○ 消防署の救急措置の状況等について

○ その他

ウ 今後の外部の関係者への調査実施について

エ 事故の発生、事前事後の指導及び対応等に関する問題点の整理と提言に関する検討等

オ 報告書の作成その他について

カ 第5回検証委員会の開催について

(5) 第5回検証委員会

日時 : 平成28年10月10日(月) 13:00~16:00

会場 : 広島市まちづくり市民交流プラザ 北館5階 研修室C

- 内容 : ① 報告
 ア 第4回検証委員会議事要旨等及び公開資料について
 イ 関係者への聴き取りの今後の見通し等について
 ウ その他
 ② 議事(質疑)
 ア これまでの調査結果の分析及び報告書素案の検討
 イ その他
 ウ 第6回検証委員会の開催について

(6) 第6回検証委員会

- 日時 : 平成28年11月7日(月)14:00～
 会場 : 広島県情報プラザ 2階 会議室
 内容 : ① 報告
 ア 第5回検証委員会議事要旨等及び公開資料について
 イ 相手方(スノーボーダー)同行者へのヒアリングの調査実施状況
 ウ その他
 ② 議事(質疑)
 ア 報告書内容の説明及び質疑
 イ 報告書の公開について
 ウ その他

2. 現地調査及び聴き取り(聴き取り調査)の実施

当委員会では、遺族、スキー場、医療機関等、関係者の協力により、計11回25名の聴き取りを行った。

表Ⅱ-2-1 聴き取り調査の実施状況

| 聴き取り対象 | 延べ人数 |
|----------|------|
| 教職員 | 6人 |
| 町教育委員会 | 2人 |
| 県教育委員会 | 3人 |
| スキー場関係者 | 5人 |
| 外部指導者 | 2人 |
| 医療関係者 | 3人 |
| 相手方同行者 | 1人 |
| 事故直後の目撃者 | 1人 |
| 当該児童保護者 | 2人 |

第2回～第4回当委員会での聴き取りを含む。

(1) 事故現場の確認

- 日時 : 平成28年5月15日(日)18:00～18:30
 場所 : 芸北国際スキー場
 内容 : 事故が発生したコース及び場所の現地確認

(2) 北広島町教育委員会への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 2 日 (土) 13 : 45 ~ 14 : 20
会場 : 広島県情報プラザ 2 階 視聴覚研修室
内容 : ① 北広島町の教育の重点及び安全教育への取組の経緯等
② 基本調査の結果及び事故発生時及びその後の学校への支援

(3) 芸北小学校への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 2 日 (土) 14 : 30 ~ 16 : 20
会場 : 広島県情報プラザ 2 階 視聴覚研修室
内容 : ① 芸北小学校における学校安全への取組
② スキー授業の安全対策
③ 事故発生直後の取組
④ 初期対応時 (事故発生直後 ~ 事故後 1 週間程度) の取組
⑤ 初期対応終了後の取組 (当該児童等の保護者への支援)

※ 上記以外にも、北広島町教育委員会が基本調査の中で、教職員に対し、21 回延べ 24 人、児童に対し 13 回延べ 17 人から聴き取りを実施。また、教職員が児童に対し、5・6 年生に 2 月 4 日に記述させた事故に係る作文を含め、5 回延べ 121 人から聴き取りを実施。

(4) 事故直後の目撃者への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 14 日 (木) 15 : 30 ~ 17 : 00
会場 : 学校法人広島 Y M C A 学園 3 号館 3 - A
内容 : ① 事故当日の気象・ゲレンデ状況
② 当日の事故発生前後の状況

(5) 事故が発生したスキー場への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 15 日 (金) 9 : 30 ~ 11 : 30
会場 : 芸北国際スキー場 事務室
内容 : ① スキー場における安全対策
② 事故当日の気象・ゲレンデ状況
③ 利用者への安全啓発の状況
④ 事故発生前後の状況
⑤ 当該児童の状況及び当該児童に行っていた応急処置の状況

(6) 児童への指導を行った一般社団法人への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 15 日 (金) 13 : 00 ~ 14 : 45
会場 : 芸北文化ホール 会議室
内容 : ① 安全対策
② スキー指導者のスキー経験・資格等
③ 事故当日の気象・ゲレンデ状況
④ 児童への指導状況
⑤ 事故発生前後の状況

(7) 芸北小学校への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 7 月 15 日 (金) 15 : 00 ~ 16 : 30
会場 : 芸北文化ホール 会議室
内容 : ① 芸北小学校における学校安全への取組
② スキー授業の安全対策
③ 事故発生直後の取組
④ 初期対応時 (事故発生直後 ~ 事故後 1 週間程度) の取組
⑤ 初期対応終了後の取組 (当該児童等の保護者への支援)

(8) 広島県教育委員会への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 8 月 1 日 (月)
広島県西部教育事務所芸北支所長 15 : 10 ~ 15 : 40
スポーツ振興課長 17 : 25 ~ 18 : 10
会場 : 広島県情報プラザ 2 階 視聴覚研修室
内容 : 西部教育事務所芸北支所長
① 本件事故発生時、及びその後の北広島町教育委員会及び芸北小学校への支援について
スポーツ振興課長
① 広島県におけるスキー教室の実施状況
② スキー授業の安全に対する事故前、後の県教育委員会としての指導状況
③ 安全教育や危機管理に関する研修の実施状況
④ 今回の事故発生後の事故防止対策について

(9) 当該児童が救急搬送された医療機関への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 13 : 07 ~ 13 : 45
会場 : 県立広島病院
内容 : ① 芸北国際スキー場に到着された時の当該児童の状況
② 当該児童に加療いただいた内容
③ 当該児童の死因
④ 事故発生時に留意すべき事項 等

(10) 相手方スノーボーダーが救急搬送された医療機関への聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 8 月 26 日 (金) 14 : 50 ~ 15 : 45
会場 : 広島大学病院
内容 : ① 芸北国際スキー場に到着された時の相手方スノーボーダーの状況
② 相手方スノーボーダーに加療いただいた内容
③ 事故発生に留意すべき事項 等

(11) 当該児童保護者からの聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 9 月 9 日 (金) 14 : 00 ~ 14 : 30
会場 : 広島県情報プラザ 2 階 視聴覚研修室
内容 : 当委員会、町教育委員会、学校への要望

(12) 相手方同行者からの聴き取り

- 日時 : 平成 28 年 10 月 16 日 (日) 19 : 02 ~ 20 : 15

- 会場 : TKP 博多駅筑紫ロビジネスセンター 7階 702 会議室
- 内容 : ① 衝突事故に至るまでの相手方とグループの方々の状況
 ② 衝突事故発生時の状況
 ③ 衝突後の救護の状況について

3. 資料等の収集

関係者・関係機関の協力により、関連する資料・情報等の収集・精査を実施した。主な情報提供機関、提供内容、提供件数等については、次のとおりである。(次表に示す。)

また、収集した資料等の提供元・表題等について、巻末の収集資料一覧に示す。

表 II-2-2 資料収集状況

| 情報提供機関 (主な内容) | 資料等の件数 |
|---------------|--------|
| 北広島町教育委員会 | 26 件 |
| 広島県教育委員会 | 12 件 |
| 芸北小学校 | 11 件 |
| 芸北国際スキー場 | 2 件 |
| 一般社団法人 | 1 件 |
| 北広島町消防本部 | 1 件 |
| 広島大学病院 | 1 件 |
| スポーツ振興センター | 2 件 |
| 相手方弁護士 | 5 件 |
| 当該児童保護者 | 2 件 |
| 地元各報道機関 | 16 件 |

(1) 芸北小学校

第2回検証委員会後

- ① 平成 27 年度健康教育全体計画
- ② 平成 27 年度学校保健計画
- ③ 平成 27 年度学校安全計画
- ④ 平成 27 年度交通安全推進計画
- ⑤ 平成 26 年度児童会 冬休みの生活の約束
- ⑥ 平成 26 年度スキー場利用時のマナー (スポーツ少年団)
- ⑦ 平成 26 年度リフト乗車時のマナー (スポーツ少年団)
- ⑧ 平成 26 年度リフト乗車時のマナー (学校)
- ⑨ 平成 26 年度スポーツ少年団の解団式に際しての校長挨拶

(2) 広島県教育委員会

第3回検証委員会後

- ① 学校における体育活動等による事故の防止について (通知)
平成 27 年 4 月 1 日付け通知
- ② 学校における体育活動等による事故の防止について (通知)
平成 28 年 4 月 1 日付け通知

- ③ 平成 27 年度広島県教育委員会学校体育スポーツ研修事業について（通知）
平成 27 年 3 月 20 日付け通知
- ④ 平成 28 年度広島県教育委員会学校体育スポーツ研修事業について（通知）
平成 28 年 3 月 23 日付け通知
- ⑤ 学校におけるスキー場を活用したスキー（アルペン）の実施状況調査について（依頼）
平成 28 年 2 月 8 日付け依頼
- ⑥ 学校におけるスキー場を活用したスキー（アルペン）の実施状況調査の結果について（通知）
平成 28 年 3 月 9 日付け通知

(3) 北広島町消防本部

平成 28 年 8 月 23 日（火）付け回答

北広島町立芸北学校スキー事故検証委員会への情報提供について（回答）

内容 : 消防への通報時刻等

(4) 一般社団法人

平成 28 年 7 月 15 日（金）聴き取り時

安全管理マニュアル

(5) 医療機関

平成 28 年 8 月 17 日（水）

広島大学病院 相手方カルテ

(6) 当該児童保護者

死体検案書、保険に係る各種書類等

(7) 相手方弁護士

平成 28 年 8 月 9 日（火）付け

相手方及び同行者 2 名への相手方弁護士による聴き取り内容（3 人延べ 4 回のヒアリング）

平成 28 年 10 月 13 日（木）付け

同行者 1 名への相手方弁護士による聴き取り内容

Ⅲ 事故検証の結果及び課題等の分析と評価

1. 北広島町の教育及び安全教育への取組、学校や地域の特色ある取組等

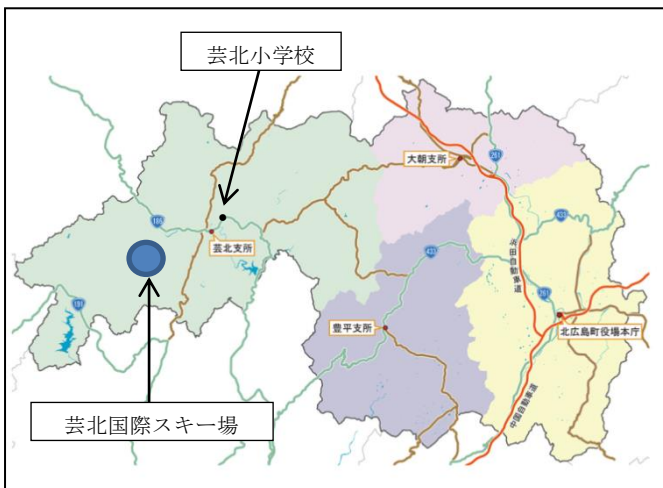
北広島町は、広島県の北西部である芸北地域のほぼ中央部に位置し、中国地方の広がりの中でみても、その中央部に位置する地域である。北広島町の北及び西は、中国山地の稜線が連なり、それを境に島根県と接し、東は安芸高田市、南は広島市や安芸太田町が位置している。

また、行政区域の面積は、646.24 平方 km(芸北地域 253.63 平方 km、大朝地域 90.50 平方 km、千代田地域 171.45 平方 km、豊平地域 130.66 平方 km)であり、山県郡全体のおよそ 2/3 を占めている。町内最高峰は国定公園の一部である芸北地域の八幡湿原のある刈尾山（1223.4 m）で、2 m を超す降雪がある。

北広島町における主要な道路網としては、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道広島浜田線、一般国道 186 号、191 号、261 号、433 号などが通り、インターチェンジが 2 箇所設置されるなど、山陰山陽の中間地点における交通の要衝となっている。

更に、広島都市圏に接していることや交通条件、そして地域資源の活用などによって、観光・レクリエーションエリアとして、都市部との交流が多い地域で、特に、スキー場が集積する日本最南端の地域であり、中・四国、九州方面からの入込み観光客で賑わっている。

人口は平成 28 年 9 月末現在で 19,304 人、世帯数は 8,533 世帯である。



図Ⅲ-1-1 北広島町全図



図Ⅲ-1-2 広島県全図

北広島町の学校教育（義務教育）については、「体・徳・知の充実」を掲げ、学校教育を推進している。「体・徳・知」の語句の並びについては、「子供達の教育はまず体が元気、それから素直な心、それがないと充実した教育活動の実施、また、学力を伸ばすことは困難」という考えに立ち、教育活動を展開している。

2. 芸北小学校における学校安全への取組

○ 結論

芸北小学校では、教職員の資質向上、児童への安全教育の充実並びに緊急時対応に関する校内及び保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備のための努力が行われているが、必ずしも十分とは言えない。具体的には、以下のとおりである。

教職員の資質向上については、学校安全計画にスキー教室に係る教職員の研修と「スキー用具のチェック」が位置づけられ、教職員による安全管理が実践されている。また、同じ学校安全計画で、救急救命に関わる研修活動が位置付けられており、事件・事故災害発生時の対処方法や救急及び緊急連絡体制の整備を含めた体系的な安全管理に係る教職員研修が実施されている。

危機管理マニュアルは整備されているものの、地域のスキー教室の歴史と伝統を基盤とするスポーツ活動時の傷害防止に焦点をあてた「校外活動中の事故への対応」に関わる危機管理マニュアルの充実とその危機管理マニュアルに基づいた教職員の訓練の実施等について、学校安全計画に位置付けられていない。

安全教育の充実については、児童の発達段階に応じ、体育等の各教科、道徳、特別活動、さらに小学校独自の「挑戦科」などの教育活動全体を通じて実施されており、行事対応型の安全教育が年間計画に基づいて実践されている。今後は、全学年におけるスキー事故防止のためのガイドライン等を作成し、安全教育の実施計画を学年ごとに整理し、学校安全計画に盛り込んでいく必要がある。

また、危機管理マニュアルは整備されているものの、スポーツ活動時の傷害防止に焦点をあてた「校外活動中の事故への対応」に基づいた教職員の訓練の実施について、学校安全計画に位置付けられていない。今回のスキー事故後に行われた地域・関係機関との連携・協働体制については、現行の危機管理マニュアルに沿った迅速な対応が行われたと評価されるが、緊急時における保護者への連絡、地域関係機関や外部指導者等との連携が不十分であった。

○ 改善すべき点

ア 芸北小学校における現行の学校安全計画中には、消防等の救急救命に関わる機関との連携と、その活動に対する評価・改善（PDCA サイクル）を目的とした教職員研修が明記されていないことから、今後は学校安全計画中に「救急救命機関との連携活動の評価・改善方法に関わる研修」を追加し、芸北小学校の全教職員が危機管理マニュアルに基づく応急手当等の研修が着実に実践され、その研修成果が評価・改善されていくプロセスを含む教職員研修計画が運用されていく必要がある。

イ 今回の事故を教訓とし、スキー教室における教職員研修における「対物管理」と「対人管理」の有機的連携を図りつつ、「スキー事故対応」の救急救命に関わる実技研修の充実を進め、学校の管理下におけるスキー事故の再発防止を目的としたスキー教室のガイドラインの作成や安全を旨とした教職員研修を実施し、長期的な視点を持ってその成果の積極的かつ持続的な発信が期待される場所である。

ウ また、学校保健安全法第 29 条第 3 項に示された、事故等により危害を受けた児童その他の関係者の心身の健康を回復させるための取組についても、危機管理マニュアル中に位置付けるための検討を進めていく必要がある。

エ 芸北小学校で取り組まれている交通安全教育、防災教育や防犯教育を含め、「生活安全・災害安全・交通安全」の学校安全の 3 分野を包摂する安全教育が、各学年で連携を持ちつつ効果的に実践されるよう配慮して計画立案されることを期待している。「セーフティプロモーションスクール」の活動の展開事例等を参考に、現行の危機管理マニュアルに明記されていない管理職不在時や校外行事、休日等における事故発生を想定した役割分担の明確化を図る必要がある。

オ 今後の学校安全計画の作成や実施の推進と地域連携を担う「学校安全主任」（仮称）の位置付けや「学校安全委員会」の設置等について検討する必要がある。

3. 芸北小学校におけるスキー授業の安全対策

○ 結論

芸北小学校において、スキー授業の安全のための対策が行われているが、必ずしも十分とは言えない。具体的には、以下のとおりである。

学校が作成するスキー教室実施計画書には、日程や活動内容の記載はあるが、外部指導者や担当教諭間の情報伝達や共有の方法についての記載がなかった。学校と外部指導者が直接事前に打ち合わせをすることがなく、学校から一般社団法人への依頼内容が、所属する外部指導者には伝わっておらず、指導内容等に関する共通理解が不十分であったと考えられる。

そのような経緯から、指導中の教職員と外部指導者の役割分担、指導方法が徹底されておらず、フリー滑走中に児童がスピードを出したり、滑走する範囲やコースを滑りながら選択したりしており、事故発生時に指導者の指導が十分に行き届かない状況となっていたと考えられる。

また、北広島町教育委員会は、スキー授業の実施について、学校に対しての安全管理の徹底、外部指導者との綿密な連携、管理職をはじめとして教職員研修の実施等の指導を行っていなかった。

なお、広島県教育委員会は、事故発生後、広島県西部教育事務所芸北支所教育指導課長を当日及び翌日に町教育委員会に派遣するとともに3日後に指導主事を学校に派遣し、支援を行っているが、毎年度の各学校におけるスキー教室の実施状況の把握が不十分であり、「学校における体育活動等による事故の防止について」の文書の中にスキー授業に関する注意事項は含まれていなかった。

○ 改善すべき点

ア スキーの授業を実施する場合には、スキー場と連携して、できるだけ一般客とのコースを分ける、ポスター掲示や見えやすい所（リフトのポール等）に表示をする、チラシや放送等で安全を啓発するなどの安全性を確保する方法を検討すべきである。

イ 外部指導者の選定にあたっては、外部指導者にすべてを一任するのではなく、学校の授業計画に沿った指導者の選定や情報共有のための打ち合わせや研修を実施すべきである。

ウ 学校の作成するスキー教室実施計画書に、「自然とのかかわり」に重きを置いた指導内容を位置付けるとともに、安全対策を具体的に盛り込むべきである。

エ 北広島町教育委員会は、各学校におけるすべての教育活動において事前の安全管理及び安全指導の徹底、また、関係機関等との連携に努めるよう一層の啓発を行うべきである。

オ 広島県教育委員会は、文書による通知に留まらず、北広島町と連携し、教職員および外部指導者対象の研修実施を検討すべきである。

4. 事故発生時や衝突時の状況、事故の原因

(1) 事故発生時及び衝突時の状況

当該児童の事故当時の滑走スピードは相当に速かったと考えられる。仮に車なみの時速 50km の速度であったとすると、秒速 13.88m。すなわち 1 秒間に 13.88m 進むことになる。相手方のスピードをマラソン走者程度のスピードがでる 20km の時速だったとすると、1 秒間に 5.55m 進むことになる。それぞれ、きりのいい数字で秒速 14m と秒速 6m で進んだとすると、時速換算で、50.4km/h と 21.6km/h である。この速度で両者が滑走していたとして、事故を目撃した同行者の作成した図を元に、衝突 3 秒前から衝突時点まで、0.5 秒毎に両者の位置を示したのが、図Ⅲ-4-6 である。

また、当該児童のスピードは、一般スノーボーダー客の目撃者が衝撃音について、「『どカーン』と音がしてバイクがこけるような音」、また同行者は「電柱にオートバイが衝突したときのような衝撃」と表現している。当該児童の速度をオートバイ並みの速度として秒速 17m、相手方の速度は「ゆっくりではない」スピードであったと同行者が陳述している（平成 28 年 10 月 13 日付け報告書）。相手方が自転車並みの秒速 8m とすると、当該児童のスピードは 61.2km/h、相手方は 28.8km/h になる。衝突 3 秒前から衝突までの両者の位置を示すと図Ⅲ-4-7 のようになる。



図Ⅲ-4-6 衝突時までの位置概念図-当該児童 (50.4km/h) と相手方 (21.6km/h) の経過位置



Ⅲ-4-7 衝突時までの位置概念図-当該児童（61.2km/h）と相手方（28.8km/h）の経過位置

2種類の速度で衝突時までの時間経過後との位置の概念を示すことを考えたが、当該児童と相手方の速度については速い方が現実に近いと考えた。当該児童の速度を（61.2km/h）と相手方の速度を（28.8km/h）として、時間経過毎の両者の位置と状況について考察する。

当該児童は、事故現場付近では、ほぼ直滑降でゲレンデを上方から下方へ滑り降りていると推定される。

相手方が、スタート直後、左に向かって進行していて、右ターンへの切り替えをおこない、右方向へ斜面を斜めに横切る滑りであった。

① 衝突 3.0 秒前

相手方はスタート直後は、衝突地点から 24m の距離で同行者 B 氏の後方に差し掛かっていたとき、当該児童は、衝突地点から 51m の距離でリフト支柱 No.5 のはるか上方、相手方は左斜め前方 28m 先に認識できる位置にあったと推定される。

② 衝突 2.0 秒～1.5 秒前

相手方は、右方向へのターンを開始するとき上方からの滑走者がいないことを確認したと述べているが、それが衝突 2.0 秒前か 1.5 秒前辺りのことであると推定される。そのとき、当該児童は、衝突地点より 34m から 25.5m の右後方に差し掛かっていたあたりであると推定される。相手方は左足が前足のレギュラースタンスなので身体の向きとしては山側を向いているため楽に確認できる視野でその距離は 20m から 25m、少なくとも 30m 以内の斜め上方に当該児童が滑走していたと推定される。

③ 衝突 1.5 秒前～1.0 秒前

相手方は同行者 A 氏の左側方（西側）を通過したところであると推定される。当該児童は、衝突地点から 25.5m から 17.0m を通過しているところで、同行者 A 氏の右斜め上に位置し、左前方に同行者 A 氏と共に相手方も視認できる位置にあったと推定される。

④ 衝突前 1.0 秒前

相手方は衝突地点より 8m の距離にいたと推定される。同行者 A 氏と当該児童は右斜め上方向にあり、同行者 A 氏との距離は 12m～15m であった。当該児童は同行者 A 氏の東側側方（国際トリプルリフト側）2m の地点を通過していると推定される。左前方に同行者 A 氏と相手方が重なるような方向で前方を視認できる位置であると推定される。同行者 A 氏が当該児童を発見したのは衝突地点から約 10m のところであると述べているが、この時点辺りとなる。

⑤ 衝突 0.5 秒前

相手方は衝突地点から 4m の地点を通過していると推定される。同行者 A 氏のほぼ真下方向で、その距離は 12m～15m である。当該児童は同行者 A 氏の側方を通過し衝突地点まで 8.5m の地点になると推定される。同行者 A 氏がこの当該児童が相手方に気づき身体が固まり、膝がガクッとなったようだと証言しているのがこの直後のことと考えられる。

⑥ 衝突時

相手方は上方から来た当該児童に全く気づかない様子で、当該児童がそれまで下げていた腕を上げる形で胸が相手方のからだに衝突する形で激突したと、同行者 A は述べている。

⑦ 衝突後

相手方はその場に倒れた。当該児童はヘルメットが飛び、背中を雪面にバウンドさせるような形で約 4m 下方に勢いがついた形で仰向けの状態（2/18 聴取「うつぶせ」）で頭がゲレンデ下方、足が山側の方向で止まった。ヘルメットは衝突時に外れて飛び、スキー、ストックも外れた。

衝突に至る概念図をモデル人形で示す。赤い印が衝突地点。図右上方の青い印はリフト No 4 支柱。図右下方の青い印はリフト No 5 支柱。図右側のラインは国際トリプルリフト B 線。センターコースの西側（林側）にスノーボード初級者の講習生 5 人がいた（位置関係は不明）。衝突地点に近い位置で立っているスノーボーダーが同行者 A 氏。No. 5 支柱と講習生の間で立っているスノーボーダーが同行者 B 氏。茶色のウェアを着用しているスノーボーダーが相手方。青いウェアを着用しているスキーヤーが当該児童。



図 Ⅲ-4-8 衝突に至る概念図 相手方スタート前



図 Ⅲ-4-9 衝突に至る概念図 衝突 3.0 秒



图 Ⅲ-4-10 衝突に至る概念図 衝突 2.5 秒前



图 Ⅲ-4-11 衝突に至る概念図 衝突 2.0 秒前



图 Ⅲ-4-12 衝突に至る概念図 衝突1.5秒前



图 Ⅲ-4-13 衝突に至る概念図 衝突1.0秒前



图 Ⅲ-4-14 衝突に至る概念図 衝突0.5秒前



图 Ⅲ-4-15 衝突に至る概念図 衝突時点



図 Ⅲ-4-16 A 衝突に至る概念図 衝突事故直後

注) 短時間ではあるが、衝突事故直後の時間経過の関係もあり、証言者によりやや位置が違う。



図 Ⅲ-4-16 B 衝突に至る概念図 衝突事故直後



図 Ⅲ-4-16 C 衝突に至る概念図 衝突事故直後

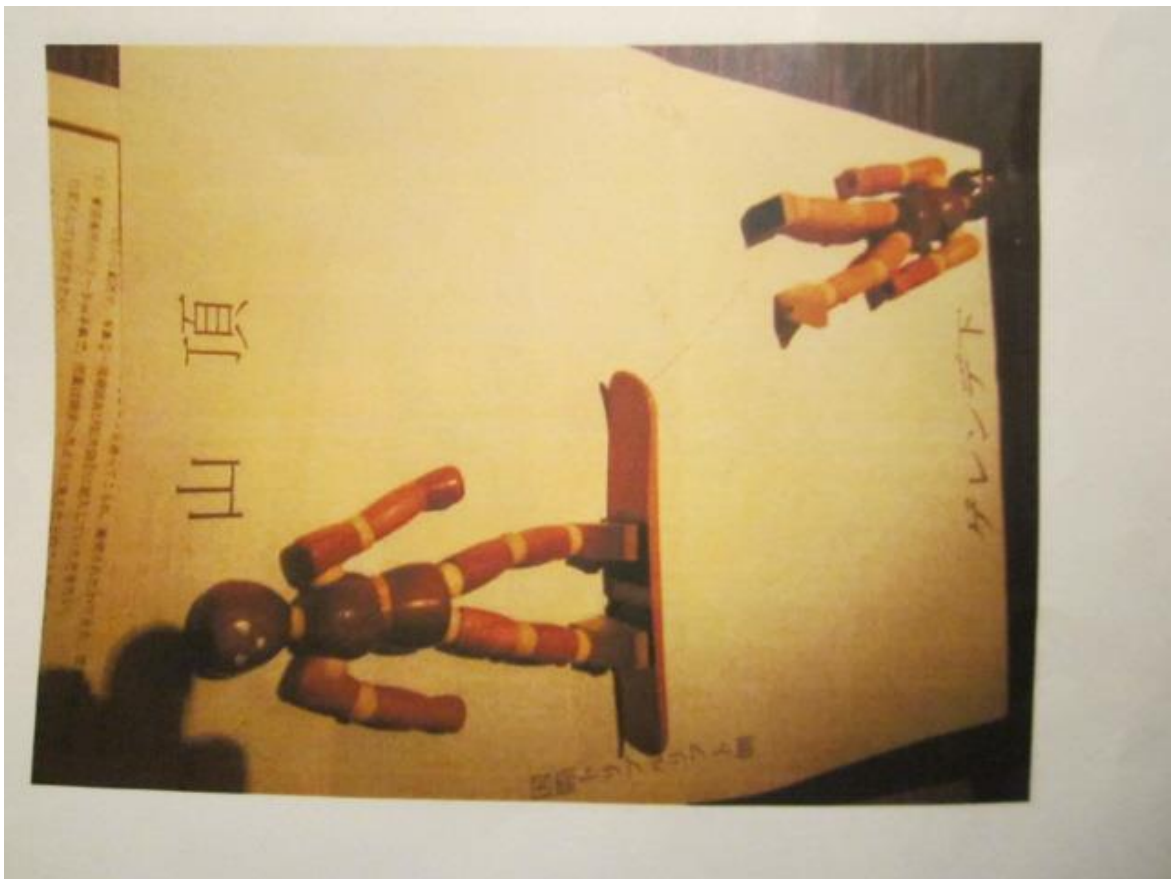


図 Ⅲ-4-16 D 衝突に至る概念図 衝突事故直後

(2) 事故の原因

事故の原因は、いくつか考えられる。

- ① 当該児童が前方の注視を怠り、衝突地点から7 m、8 m手前の地点で初めて相手方に気づきそのまま衝突した。
- ② 相手方が上方から来る当該児童の確認を十分に行わず、衝突するまで当該児童の存在に気がつかなかった。
- ③ 当該児童は相手方が斜面を横切ってくることを視認していた。相手方は衝突地点をそのまま斜めにリフト No4 支柱方向へ滑降していくことを予測し、衝突は回避できると思い直滑降で滑走していた。
ところが、衝突地点から約4m、衝突約0.5秒前から0.4秒前に、相手方がターンを始めたため驚いて身体が固まり、進路を塞がれる形となりそのまま衝突した。
- ④ 当該児童は衝突を避けるために30m手前で衝突を回避するルートに変更すべきであったと考えられるが、そのような行動を取らず、人が接近してくる方向のまま直滑降を続け衝突に至った。
- ⑤ 相手方は、ゲレンデを斜めに横切る滑走をする際には上方からの滑走者の存在の有無を確認すべきであるが、確認が行われなかったか、不十分であった。
- ⑥ 相手方は、同行者A氏の真下で講習生を指導する体制を作るために、本件衝突地点の下に停止しようとしていたと考えられる。衝突地点でターンをして直後に停止しようとしていたとすると、当該児童には予測できなかったことである。
- ⑦ 急な方向転換や急停止を行う際には上方からの滑走者がいないことを確認すべきルールがある。相手方は、ターンを開始する際には、上方からの滑走者がいないことを確認していない。相手方の「スノーボードは、滑走時は後ろは気にしない」という姿勢は事故を誘発しかねない考え方であると思われる。
- ⑧ フードをかぶっての滑走は視野を狭める危険性がある。相手方のフードウォーマーがどの程度視野に影響していなかったかは不明であるが、視野を広げる要素にはなっていないと考えられる。フードは防寒のためのもので、フードをかぶっての滑走が危険なことは以前より指摘されていることでもある。

(3) 事故の態様

当該児童については、授業の最後の滑りで、ジャイアントコースの上からゲレンデ下まで約800mの距離を大きく回って滑るという課題の元、一気に滑り降りる自由滑走の途中であった。一般の人と混在するセンターコースを著しいスピードで、人がいる近くで、かつ、斜面を横切るような滑走を行う者が存在するところで滑走したこと、前方を注視して他の滑走者との衝突を回避するルートを選択しなかったこと、結果、相手方の発見が遅れ衝突を回避できずに衝突に至った。

相手方については、初級者スノーボーダーを同行者A氏、同行者B氏と3人で指導する講習中であった。上から相手方、同行者B氏、同行者A氏の順で3人が約20m間隔で最大傾斜線に沿って位置し、講習生が滑りながら下方へ移動することに合わせて、ローテーションする態勢で指導していた。相手方が最上部の位置から同行者A氏の下方の位置に滑走して移動して止まろうとしていた際に事故は発生した。

(4) 滑走者の義務

相手方はスタートしてから右ターンをしてセンターコースを東方向へ斜めに横切るときに上方を確認したと述べているが、より範囲を広く確認していれば当該児童が上方から滑走してくることが確認することができたと推定される。斜面を横断する際には上方からの滑走者がいないことを常に上方も注視することが求められる。レギュラースタンスの相手方は上方を確認しやすい谷側に背を向ける態勢であったため確認しやすい状況でもあった。斜面を横切って滑っている際には上方の確認を行わなければならないところ、相手方は上方には全く意識していなかったと考えられる。右ターンを開始した衝突 2.0 秒前の時点では当該児童は右後方 No.5 支柱の上方約 30m 離れた位置にいたと考えられる。1.5 秒前の時点、1.0 秒前の時点で身体が山側に向いた姿勢であったため確認しやすい状況にあった。左足が前足となるレギュラースタンスの相手側にとっては確認しやすい体勢であったと考えられる。ましてやスノーボードの上級者でありインストラクターの腕前をもつのであるから容易なことだと思われる。

一方、当該児童にあっては、ほぼ直滑降に近い滑走方法で高速で滑走してきたと推定される。したがって、前方の確認がしやすい状況であったと考えられる。相手方が当該児童の予測した進路をはずれ、同行者 A 氏の下に停止するため急な進路変更をした可能性があるが、かなりのスピードが出た状態で人の近くを通過するコースの選択にも問題があったとも考えられる。いずれにしても、相手方あるいは当該児童のどちらかが相手を認識できていれば衝突は避けられたと思われる。

この考えの裏付けとして、スキー場のルールを示したものが存在する。全国スキー安全対策協議会が制定しているスノースポーツ安全基準である。第 2 章スキーヤーの責務の第 6 項には次のように規定されている。

6 滑走時の義務

(1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。

(2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。

これまで、最高裁が示している前方注視の義務は、最も基本的な事柄である。しかし、スキー、スノーボードの滑走については、刻一刻状況が変化している中で周囲の滑走者の動向にも注意を払わなければならないことも当然である。スノースポーツ安全基準が示す「滑走時の義務」には、滑走者の義務として、上方からの滑走者動向にも注意を払わなければならないことが示されている。また斜面を横切る「横断」の際には上方の滑走者を優先させるというルールがあることからすると、進行方向ばかりを注視するのではなく、上方からの滑走者にも注意を払わなければならないことが明文化されている。

(5) 結論及び改善すべき点

○ 結論

スキー・スノーボードでの安全は、滑走者のみならず、直接間接の関係者すべてが協働して確保すべきものである。

そういう視点から、今回の芸北小学校児童の死亡事故発生には、その重大性の軽重は別として以下の複合的な要因がかかわりあっていると考えられる。

事故発生の直接的な要因としては、「当該児童の速度（の出しすぎ）」と「相手のスノーボーダーの安全確認（不十分）」が挙げられる。

当該児童は、さまざまな資料や証言から滑走速度は相当に速かったと考えられる。仮に、直前で相手方を認識したとすると、衝突を避けることは、困難であったと考えられる。しかしながら、当該児童は、スキーの上級者で、事故が発生したグレンデの状況にも習熟しており、利

用者も少なかったこと、当日の視界も良好であったことなどから、容易に前方の滑走者に気付くことが可能であったと考えられる。しかし、その注視する範囲が狭く、左側方より、相手方が斜面を斜めに横切る想定外の出現で進路を塞がれる形となり、制御できる速度を超えていたためとつぎに避けることができず、その結果、激突したと考えられる。

一方、相手方のスノーボーダーは、3人のインストラクターの最上部にいた。各インストラクターとの距離は各20m、上方からスタートし、レギュラースタンス（左足が前足）で真下（最大傾斜線：フォールライン）に沿って、林側に背中、国際トリプルリフト側に腹部を向けるように滑り始めた。ターンをして2番目のインストラクターの下の位置に移動する予定であった。

本人は、スタートしてから右方向へのターンを開始するときに上方からの滑走者がいないことを確認したと述べているが、身体の向きとしては山側を向いているため楽に確認できる視野であるにも関わらず、進行方向右上方からの滑走者の確認をしないまま、視線は国際エクスプレスリフト No.4 支柱の方向、もしくはゲレンデ下方を見つづけながら一度も上方からの滑走者を確認しなかったと考えられる。目撃者の証言によると、衝突地点のすぐ下辺りに停止しようとしており、そのため相手方は衝突地点直前で左ターンを開始するために、ターンの方向（ゲレンデの下方方向）へ向こうとしていたと述べている。上方は確認をしていなかったと推定される。その結果、上方から来た当該児童に全く気づかないまま、衝突地点において自身の胸に激突されることになった。なお、相手方は、頭にフード（フードウォーマー）をかぶりながら滑走していたが、フードで視界が通常より狭まっていた可能性もあり、安全確認が進行方向及び狭い範囲に留まったことも考えられる。

間接的な要因としては、「指導者の指導方法」及び「スキー場管理者の安全対策」である。当日の指導者の指導は、比較的長めの距離の中で、初めのうちは途中の見えるところまで行って止まるように指示を出すと共に、途中で指導をして滑り出す。このような形を何回か繰り返す。そのうち慣れてきたら見えるところなら、止まることなく長い距離をすべらせる形で指導していた。

事故の発生は、国際エクスプレスの4人乗りリフトで、ジャイアントコースを滑って降りる最後の一本で、リフトには児童が先に乗り、外部指導者は教員と一緒に後の方から乗車したため、外部指導者も教員も途中の滑走の様子や事故の発生時の状況を把握していない。仮に、把握していたとしても事故を防げる可能性は低いと考えられるが、事故を誘発したといわれても否定できない。

さらに、スキー場には「スノースポーツ安全基準」に沿った、安全に関する表示や標識、ポスターなどによる表示などが見当たらず、案内のパンフレットなどにも安全を啓発する内容が見当たらず、当日も放送などによる安全啓発や注意なども行われていなかった。このため、児童のみならずスキー場利用者の安全に関する意識や知識は必ずしも高いとは言えず、事故の遠因となったといわれても否定できない。

また、本件事故が学校教育活動中に起こったことから、安全配慮義務について述べる。

教育活動には安全配慮義務が課せられる。その判断の基本となるのは指導者が今回のような事故を予見できたかどうかということである。その視点からみると、

- ・ 学校管理下のスキー授業中の事故は、多くが自身の転倒や他との接触によるものが多く、日本スポーツ振興センターの統計を調べてみても過去14年で小学生のスキー関係の死亡事故はなかった。中学生では2件（立木への衝突事故）。過去10年はない。
- ・ 事故当日は、天候や視界もよく、混雑しているようなゲレンデの状況ではなく、斜度的にも緩やかであった。

そうした中で死亡事故が起こるだろうと予見すべき、というのは難しい。外部指導者は、「スピードを控えなさい」「人にぶつからない」「林に突っ込まない」「前の人に近づいて滑らない」等のことを児童に注意しており、当日、当該児童が暴走しているという状況も見当たらないことから、

学校や指導者が本件事故の発生を予見できたとはいいたい。

○ 改善すべき点

ア 学校においては、教員が主体となって指導できるスキーを含む自然とのかかわりに関する幅広く多様な教育プログラムの検討を行う必要がある。そのために、スキー等の安全、歴史・用具・技術、自然体験活動や環境教育とのかかわり、指導内容・方法等について、専門家等を招いて研修を行う必要がある。スキー授業を実施する場合は、スキーの競技に関する技術指導だけではなく、研修の内容を授業に取り入れる必要がある。

イ 教育委員会や北広島町は今回の事故で得た教訓を踏まえ、学校や地域の団体、住民を支援し、町の重要な産業であり、伝統文化でもあるスキーを他のプログラムも含めた冬季（あるいは四季を通じた）生涯スポーツの大切な媒体とし、小中高大学団体向け自然体験等教育プログラム（マウンテンバイク・ジップライン・ボルダリング・ツリークライム等を含む）などの長期的な計画を作成し、町おこしにもつながるような取組に発展させるよう努めることを期待する。

ウ 教育委員会は、学校教育に関するスキー及び冬季スポーツの安全確保や指導法が学べる教員や指導者対象の研修の場を設定し、学校を支援する必要がある。

エ 教員のみならず、スキー等の指導に当たる者は、指導内容・方法、安全確保、救急処置等に関して、常に研修に努め、指導者としての資質の向上に努める必要がある。

オ 指導者等は、スキー授業等に当たって、以下のような具体的な安全指導を行う必要がある。

- ・ 「滑り出すときは上方・下方・背後も確認！360度・30メートル」
- ・ 「滑り出し・流入・横断の時は、上方のスキーヤーを優先させる」
- ・ 「フードをかぶっての滑走は視野を狭めることに注意する」
- ・ 「滑る時はヘルメット着用 ヘルメットのヒモはしっかり締める」
- ・ 「人がいる場所ではスピードは控えめに」
- ・ 「急な進路変更は上方の滑走者の安全を確認してから」
- ・ 「長時間コース内に立ち止まったり、座り込んだりしない」 など

カ スキー場は、学校や町、教育委員会等とも連携し、全国スキー安全対策協議会が制定している「スノースポーツ安全基準」の内容をパンフレットに記載・配付、ゲレンデへの標示、ポスター掲示、食堂、リフト乗り場やリフト支柱など目立つ場所への表示、場内放送等を通して、来場者に安全な滑走等を徹底し、利用者すべてを巻き込んだ「安全文化の創造」を目指した取組を行うなどスキー場管理者の責務を遂行する必要がある。

キ スキー場は、町や教育委員会、地域の団体等と連携し、初級者も楽しみながらできる安全教育・環境教育の取組、スキー・スノーボードの楽しさを広げる取組などを含む成人向けプログラムを開発し、生涯スポーツを一層充実するよう努めることを期待する。

ク 事故発生時に応急手当や救急処置を行うことはもちろんであるが、今回のような検証を円滑にするためには、同時に、事故発生時の事故調査及び記録について、パトロール隊の協力が得られるような体制整備の検討が必要である。

5. 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

○ 結論

初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）における取組は、短期間（時間）のうちに、学校における危機対応の態勢整備、現場に居合わせた児童等への対応、当該児童の保護者、児童等への対応、心のケア、学校の設置者や県教育委員会等への事故報告、支援要請、保護者への説明、記者会見を含む情報の公表及び関係機関との調整、事故直後の病状、死因、相手のスノーボーダー等の状況把握及び教育委員会での基本調査の実施などが行われているが、必ずしも十分とは言えない。とりわけ、芸北小学校における危機対応の態勢整備については、事故発生直後は、偶然、目撃したスキー場のパトロール隊員（出勤日外）が現場に駆けつけて対応し、2名の指導者とも事故に気づかず、事故現場を通り過ぎていたことなどから、不十分であったと考えられる。

また、保護者への連絡も外部指導者が電話をかけて行うなど緊急時の保護者への連絡体制の準備ができていないと考えられ、毎年行う行事であることへの慣れや危機管理意識の低さからきた可能性は否定できない。

その他の必要な取組は、適切に行われている。特に、検証を進めるに当たっては、学校及び教育委員会で行った基本調査の結果が極めて役に立った。

○ 改善すべき点

ア 事故を未然に防止するための方策として、児童の安全を図るためには、できるだけ死角をなくすような指導者の配置と危険が予測される時の周知の方法や施設との連携などを検討する。

イ 校外学習の計画においては、当該行事の責任者は、常に全体の指揮にあたる重要な役割であることを認識する必要がある。さらに、学校関係者の中で、緊急時の専門的判断を適切に行い迅速に動く態勢を引率者全員が共通理解したうえでの行事の実施を徹底する。

ウ 学校外での教育活動は、児童の安全管理の徹底と緊急時の連絡を担えるよう教職員の危機管理意識の向上に向けた研修が必要である。

エ 児童のスキー授業への参加意識を把握し、安全指導に生かす方法を工夫する必要がある。

オ 学校の教育活動や子どもの生活を一刻も早く通常の生活に戻すために、町教育委員会、県教育委員会の迅速かつ適切な支援を得て、支援や基本調査を行う手順を明確にする。

カ 事故後の小学生・中学生の心のケアへの対応は、スクールカウンセラー等の理解と協力を得て全教職員で支援していく体制を中・長期的な目標を踏まえて検討する必要がある。

キ 学校教育の場で予見できる危機に適切に対応できる教職員の意識向上を目的に、校内研修を計画的に実践する必要がある。

6. 初期対応終了後の取組（当該児童等の保護者への支援）

○ 結論

心のケアを中心とした初期対応終了後の児童等及び当該児童の保護者等への支援の取組は、スクールカウンセラーの協力と指導を受け、丁寧に行っている。

また、広島県教育委員会は、当該小学校へ2月15日から3月25日まで非常勤講師を週当たり15時間配置し、TTによる学習支援や配慮を要する児童への個別指導支援を行わせるなど、手厚い支援を行っている。

芸北小学校は、スクールカウンセラー等と連携を密にしながら、児童等及び当該児童の保護者等の支援、同学年の子どもたち等への継続的かつ長期的な支援に努めなくてはならない。とりわけ、スキー授業を迎えるシーズンにおいては、当該児童ご家族の心情を踏まえた配慮が重要である。

○ 改善すべき点

- ア 学校は、町教育委員会及びスクールカウンセラー等と連携を密にしながら、児童等及び当該児童の保護者等に対し、継続的かつ長期に心のケアなどの支援にあたる必要がある。
- イ 広島県教育委員会は、域内並びに全国の学校で起きた事件・事故等の対応や判例等を踏まえ、今後も支援体制の整備と充実に取り組むべきである。
- ウ 学校は、本件事故発生の時季が迫る中、臨機応変に当該児童との係わりのある教職員の些細な変化に気づき、心のケアと適切な支援に努める必要がある。
- エ 小学校及び中学校が連携して、教職員の危機管理意識の向上及び心のケアについての理解のための場を計画的に設定する必要がある。
- オ 教育委員会が指導し、特色ある教育活動の定着のために必要なスキー授業のガイドラインなどを設定し、安全かつ効果的な実施に努めることが必要である。

IV 事故を繰り返さないための提言

本章では、芸北小学校スキー事故の検証結果から得られた教訓等に基づいて、二度とこのような事故を繰り返さないために、学校、教育委員会及び保護者等の関係者が何をすべきかについて、当委員会から提言する。この提言は、芸北小学校並びに北広島町の小中学校、北広島町教育委員会を主対象としたものであるが、他地域及び全国の各学校においても類似の事故防止のための参考とされるように希望する。また、北広島町教育委員会においては、ここに提言された事項が確実に実行されるよう域内の学校に対して必要なフォローアップに努めるとともに、当該児童のご家族をはじめ多くの人々に向けて改善策の進展状況を公表し、本検証で得られた教訓等の風化を避ける営みを継続していただきたい。その思いを込めて、以下の6つの提言を行う。

【提言1】「安全文化」の創造と学校の総合的な危機管理の充実による学校事故の防止

- 教育活動全体において自他の生命や安全並びにその基礎となる一人一人の人権や人格を尊重する心を耕し、子どもに心豊かでたくましく生き抜く力をはぐくむ観点から、学校安全計画を見直し、PDCAサイクルを生かした評価・改善を行い、学校事故の防止に努めること。
- 北広島町教育委員会は、域内の学校において、安全管理及び安全指導の徹底と関係機関等との連携が推進され、総合的な安全への対応力が向上するよう一層の支援を行うこと。
- 危機管理マニュアルを機能するものに改善すること、また、危機管理マニュアルに明記されていない管理職不在時や校外行事、休日等における事故発生を想定した役割分担の明確化、今後の学校安全計画作成や実施の推進と地域連携を担う「学校安全主任」（仮称）の位置付けや「学校安全委員会」の設置等について検討すること。

【提言2】生涯を通じてスポーツに親しみ、地域興しにもつながる新たなプログラムの開発

- 「北広島ふるさと夢プロジェクト」や「挑戦科」の試みの成果を生かし、四季を通じた郷土学習的な視点からの多様なプログラムの開発を検討すること。
- 地域興しに繋がるプログラムを開発し、子どもに自然と係わることの楽しさを味わわせ、指導者の養成に努めること。

【提言3】目標を達成し、子どもの安全能力を育てるスキー授業のマネジメントと関係者の連携

- 指導計画に、従来の競技スキーを志向した内容だけでなく、発達段階も考慮した「自然とのかかわり」に重きを置いた多様な指導内容を位置付けるとともに、スキー授業実施のガイドライン等を作成し、安全対策を具体的に盛り込むこと。
- スキーやスノーボードの安全に関する理解と危険回避の方法を具体的に指導すること。
- 事故を未然に防止するため、できるだけ死角をなくすような指導者の配置と危険が予測されるとききの周知の方法や施設との連携などを検討すること。

【提言4】スキー授業等での指導者の資質の向上を図る研修の充実と情報の共有システムの構築

- 教職員及び外部指導者を対象に、学校におけるスキー授業の安全を目指した教職員研修を実施し、ねらい、内容、危険（リスク）、指導方法、緊急時の対応や応急手当などに係わる資質の向上に努めること。
- 児童の実態や実施場所の情報などに関して、教職員及び外部指導者等の打ち合わせや情報交換を行い、互いに情報を共有したうえで指導に当たること。

【提言5】子どもの心を癒し、安心感や活動への意欲を醸成する心のケアの充実と継続

- 事故の発生した冬季が迫り、心の不安定さや不安などが現れてくる可能性もあり、緊急に情報を収集し、関係の児童、保護者、教職員等の心のケアに特に意を用いること。
- 事故後の児童及び保護者等への心のケアは、広島県教育委員会の支援やスクールカウンセラー等の協力を得て、継続的かつ長期的に実施していく体制を整えること。

【提言6】スキー場など関連施設と連携した具体的で木目の細かい安全対策の実施

- 事前（計画作成時及び実施前）に、スキー授業の実施場所を踏査し、スキー場管理者等からも情報を得て、具体的な安全指導を実施すること。
- スキーの授業を実施する場合には、スキー場と連携して、できるだけ一般客とのコースを分ける、ポスター掲示や見えやすい所（例えばリフトのポール等）に表示をする、チラシや放送等で継続的かつ効果的に安全を啓発するなどの方法を検討すること。

検証を終えて

この検証作業の一環で、芸北小学校および芸北中学校を訪問し、授業や課外活動の様子を拝見した。自然豊かな環境の中で質の高い教育が実践され、礼儀正しく元気に勉強している児童を拝見してうれしく思った。大きな事故が悲しみをもたらしたが、この事故を教訓にあらたに安全性を高めた教育を実践していただきたい。そのための協力は惜しまない。当該児童の果たせなかったスキーへの思いを大切にしてもらいたい思いも強い。北広島町におけるスキー場の存在は、産業でもあり教育に適した場であるとも考える。小学校ではスキーの授業を新たに再開し、町と未来の子どもたちのために努力していただきたい。

我々検証委員会は、何ら権限が与えられているわけではないため、善意の協力によって資料収集と聴き取りを行いながら、目撃者の方々、スキー場、スキー指導者の方々の協力に支えられた。そのご協力にはこころから感謝している。

また、失意のどん底にあった当該児童のご家族の方々にも面会させていただき、苦しい胸の内をめぐり出すような思いをさせてしまった。にも関わらず快くご協力をいただいたことに感謝する。

更に、事故が発生した直後より、北広島町教育委員会の業務は膨れあがったと推測する。しかし、当委員会に対し絶大なる協力いただき、今回の検証作業を終えることができた。真剣に向かい合われた教育長、補助検証委員としてご尽力いただいた教育委員会の方々にも心から感謝の意を表したい。

なお、最後に、検証を進める中、事故調査方法の課題や経緯を述べておく。

① 警察とスキーパトロールの役割について

今回の事故現場がゲレンデの最下部に近い所で事故発生から間もない時間で警察による実況検分が開始された。ゲレンデ内を長靴での歩行により検証作業を行っている光景をテレビのニュースや新聞報道の写真によって当検証委員会の委員は確認した。本件事故の検証に当たっては駐車場から歩いてしかもスキーを装着しないで検証作業ができたことは、条件に恵まれていたと考えなければならない。山頂あるいは雪の深いゲレンデでスキーを付けなければ身動きができない場所で事故が発生したとすると、たいへんな難渋を強いられることが考えられる。スキー場で事故が発生した場合、スキー場のパトロールの協力は必要不可欠であると考えられるが、今回の検証に当たっては、警察が独自に調査することが可能であったためスキーパトロールへの協力要請がさほどなくても可能であったと考えられる。

一方、警察による検分は刑事事件を視野に入れているため、当委員会への資料提供等の協力は行われぬ。そのため、当委員会は独自に資料を収集して事故当時の状況を調査するしかなく、正確な事故の態様の把握や事故原因の究明には困難があった。スキー場での事故の正確な調査について、スキー場の調査と公式な事故検証委員会の連携と協力が今後検討されなければならないと考える。

全国スキー安全対策協議会が制定しているスノースポーツ安全基準では、第3章のスキー場管理者の責務として下記のように規定している。

9 事故原因の調査について

- (1) 事故が発生したときは速やかに救護にあたる。
- (2) 事故の状況を記録し保管するとともに、関係者から求められたときにはこれを提示しなければならない。
- (3) 重傷・死亡事故については、事故の原因を調査し、同種事故の再発防止に努める。

スキー場は、一般の者や小中高、大学など学校の教育として利用する場合も多い。果たして現状のままで、事故の原因を調査することがどこまで可能なのか疑問であり、同様な事故が再度起こらないために、スキーパトロール隊の重要性が認識されることを期待したい。安心してスキー、スノーボードを行うためには、事故直後に救急活動を行うことと事故調査が同時にかつ迅速に行われるべきであり、それが全国的に展開できるのは、スキーパトロール以外にはないと思われる。

② 小学校児童の協力について

事故に関する児童の書いた作文は非常に役に立つ情報となった。事故を思い出させたくないという心のケアの問題とともに、記憶が日々薄れることになることを考えると、事故の状況を記録に残す作業が早い段階で行われたことが、事故を検証する上では信頼性のある貴重な資料となった。児童の協力と学校、教育委員会の迅速な対応に感謝したい。

③ 相手方の同行者・目撃者の協力について

事故を目撃した同行者の協力がなかったら、事故に至る両滑走者の滑走のルート等が分からぬまま進めなければならず、衝突事故の発生を推測するしかなかったが、検証終盤の10月16日になって、同行者からの聴き取りを実施することができたことにより、衝突の状況がより明らかになった。

本検証を進め、報告書をまとめているときに、東日本大震災で多くの児童が津波により被災した宮城県石巻市大川小学校の民事裁判の一審判決が出され、市も県も控訴するとのニュースが入った。検証委員会の役割の大きさと共に責任の重大さを痛感している。

検証作業を終えるに当たり、本報告書が今後の学校教育やスキー場での教育方法の改善による類似の事故防止、そして、事故に備えた救急活動、関係者のカウンセリング等に対して、役立っていくことを期待している。当該児童のご冥福を祈りながら。